

メドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問に抗議する意見書

先般、11月1日、日本固有の領土である国後島をメドベージェフ・ロシア大統領が訪問した。

今回、ロシアの最高権力者がソ連時代を通じ初めて足を踏み入れたことは、ロシアが、同国に不当に併合された日本固有の領土を、「ロシアにとって極めて重要な地域」としてこれからも不法な占拠を既成事実化しようとする行為であり、断じて容認できない。

しかも、11月13日の横浜での日露首脳会談で、メドベージェフ大統領は日本固有の領土である北方四島を自国の領土と主張し、領土問題での譲歩を拒否する姿勢を示したことは、極めて憂慮すべき看過できない事態である。

この問題は、ソ連が、自国も合意した「領土不拡大」という戦後処理の大原則を踏みにじって、日本の歴史的領土である千島列島を、一方的に、自国の領土に編入したことによって起こった問題であり、このたびのロシア大統領の一連の行動・言動は、これまでの経過を無視し、信義に反する暴挙である。

よって、政府においては、このたびの日本固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意をもって抗議するとともに、北方領土問題の一日も早い解決に向けて、歴史的事実と国際的道理に立った本格的な領土交渉を平和裏に再開するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）12月9日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

（提出者）全議員